

第9回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年2月13日（水）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1202会議室

○司会 それでは、お待たせしました。ただいまより第9回「行政手続部会」の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 本日は、遅れまして済みません。ちょっと部会の時間が伸びたので失礼しました。

資料をごらんください。

「第9回 行政手続部会」とありまして、本日は3つやりまして、1つが、国土交通省から自動車保有手続のワンストップサービスの充実・拡充についてのヒアリング。

それから、食品衛生申請等システムについての厚労省からのヒアリング。

それから、個人事業主の事業承継について。

まず、自動車保有手続ですけれども、資料1の1ページ目ですけれども、これは、もともと11月の規制改革推進に関する第4次答申、この中で「軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現【平成30年度検討・結論・措置】」とありまして、その状況について国交省からヒアリングをしました。

ここの「基本的考え方」に書いてあるように、軽自動車の保有に際して、検査、税の納付、保管場所の届出といった手続がオンライン・ワンストップで完結することになれば、軽減が認められるが、そういった手続については、行政書士のみが行うことができるとされており、ディーラーや指定整備工場が行うことは認められていない。

軽自動車以外の保有手続については、行政書士法の省令を改正して、平成17年度以降、順次、オンライン・ワンストップでの手続が可能となっているところであり、軽自動車についても同様の手当を行うべきであるという答申を出しております。

そして「実施事項」としては、国交省が各方面と調整して、総務省は行政書士法施行規則を改正するというのが実施事項として載っております。

2ページ目にありますとおり、今の答申に書いてあるとおり、ポンチ絵にありますように、今は、窓口それぞれ申請者が自動車の保有の関係の手続、車庫証明書を取りに行ったりとか、検査登録申請をしたりというのは、それぞれやらなければならないのですけれども、それを電子でワンストップでできるようにするというのをやれるようにするという話であります。

次の3、4ページは飛ばして、具体的に言うと5ページでありますけれども、行政書士法の中で、他人の依頼を受けて、報酬を受けてやる場合は、行政書士のみがそういうことができるということなのですけれども、下の第19条に、行政書士でない者も定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、一定の条件のもとでできるということで、この省令を改正することを、今、検討されている。そういった話がありました。

6ページからは少し違う話なのですけれども、自動車検査証の電子化ということ为国交省のほうで検討していきまして、8ページを見ていただければありますけれども、車検のときに、今まで紙で車検証、いわゆる自動車検査証をもらっていたのですけれども、それをICカード化して、そうすると、これまで整備事業者が一々紙を国交省の運輸支局に持って行って、それで車検証をもらって、それをユーザーに送っていたということで、我々は車検を受けるときに、1週間とかもう少しすると、車検を受けた後に、車検証が郵送されてくるわけですけれども、それは、こういう手続をとっていたからなのですけれども、電子化後は、整備事業者のほうでICチップをオンライン・ワンストップで申請をして、そして、ICチップに記録をしていくと、それだけで済むということで、実際に行って帰ってという作業がなくなるということ为国交省のほうで検討されています。

具体的には、その次の9ページでありますけれども、2018年度ぐらいから車検証の電子化というのを検討していて、技術要件を整備したりとかをやって、2020年度に次期システムを稼働させて、電子車検証を導入する。そういったスケジュールを想定されているということでありました。

その次が、資料2-1ですけれども、食品衛生申請等システムなのですけれども、これも今まで飲食業者が食品衛生法の手続をやるときには、紙で保健所に申請書を持っていったのですけれども、それをオンラインでできるようにすると、しかも、オンラインで簡単にできるようにするということでもあります。

資料2-2の1ページですけれども、厚労省のほうで、平成31年度で3.4億円の予算を計上して、2020年度から、こういった食品関係衛生のオンラインシステムというのができるようにしていくということでもあります。

3ページですけれども、今までだと、電子証明書というのをつけて、年間8,000円ぐらい手数料を払わないと本人確認ができなかったのですけれども、厚労省のシステムは、経産省が開発したID/パスワードでのログインが可能になるということで、事業者としては、手数料なしでそういった申請ができるようになっていくと。

それから、4ページにありますけれども、今、自治体のほうは紙でやっていて、電算手続というのはやっていないのですけれども、食品衛生等申請システムができると、自治体のほうのシステムとも接合していくということでもあります。

そして、5ページでありますけれども、単に電子の申請をオンラインでできるだけではなくて、厚労省の省令で、申請が必要な事項については、今年の夏までに規定する予定としていて、システム上における申請書の様式統一化というの、要するに、今まで自治体

ごとに書式、様式がばらばらだったのですけれども、システムで行うことによって様式を統一化するということ。

それから、紙で申請する場合も様式を統一化する。そういったことを、今、厚労省のほうで計画しているということでありました。

6 ページにありますけれども、本来、キャッシュレスで手数料などを納付できればいいのですけれども、それは、まだ、これからの課題であるとお聞きをしております。

資料3-1、3-2は、建設業法でありまして、これは、前回の1月の末の行政手続部会で国交省からヒアリングをした、そのときの指摘事項に対する国交省からの回答であります。

本日は、ちょっと国交省さんのほうが、法案のいろんな準備作業で来られなかったもので、これは、次回に、この内容についてはヒアリングを行うということにしておりますので、とりあえず、私の説明としては省略させていただきます。

とりあえず、以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属を言っていただき、御質問をお願いいたします。

○記者 済みません、産経新聞なのですけれども、国交省の担当になったのは最近なもので、恐らく4次答申に書いてあることも、ちょっとお伺いできればと思うのですけれども、ワンストップのサービスと、車検の電子化というのは、全然別のものということでしょうか。

○石崎参事官 そうですね、こっちの前半の話は車の保有の手続、車を買ったときの保有手続の話でして、車検のほうは御案内のとおり、毎回の車検のときのですから、ちょっと局面が違うということですね。

○記者 このワンストップサービスというのは、軽のみなのですか。

○石崎参事官 これは、国交省さんの担当課に聞かればわかるのですけれども、自動車のほうは、もう既にワンストップ化されているのですね。それで、軽自動車についてもワンストップ化していくということで、国交省さんのほうで中心になって、いろんな諸方面と調整して、大体できるようになりつつあるというふうに聞いております。

○記者 基本は、総務省は、施行規則を改正しさえすれば、もう大丈夫ということなのか。

○石崎参事官 もちろん、最終的にはそういうことなのですけれども、一応、自動車の整備の事業者さんとか、関係のいろんな行政機関と調整をしたりとか、それから、実際、行政書士法の改正なので、行政書士の方々とも話し合ったりとかというのを国交省さんが中心になってやってこられたということでありました。

○記者 それは、ちなみに何課ですか。

○石崎参事官 自動車局の自動車情報課、島次長と田中課長が来ておられました。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 あと、今、省略された建設業法の件ですが、これも多分、4次答申を読めということかと思うのですけれども、ついでに、どういう話ですか。

○石崎参事官 建設業法の話は、これは、建設業法に限らず、個人の事業主、それこそ飲食業とか、床屋さん、理容業とか、美容業とか、そういった人が、要するに事業承継をするときに、承継の規定が不備なもの、まだ、そんなに整っていないものですから、もう一回新規に許可を取り直さなければならないという状況にあって、それをもっと簡単なプロセスですべきではないかというのを、今、我々規制改革推進会議の行政手続部会で提案して、正直言うと、本来は、今年の夏に答申を出しますから、飲食業とか、理美容業だと厚労省、それから、お酒だと財務省なので、その答申を受けてということなのだと思いますけれども、国交省さんの場合は、建設業法の改正を、別途考えておられたものですから、それに含めるということで、一歩早く、そういった規定の整備というのをお考えになっておられて、それを具体的にどうするかということで、今、我々規制改革推進会議と国交省さんで話し合いを行っている。そんなことであります。建設業法は、恐らく、改正法案を今次国会に出す予定になっておりますので、その中に承継の關係の幾つかの措置をされるということでもあります。割とポジティブに。

○記者 何か建設業法と言うから、余り面白くなさそうと思ったら、意外と面白そうですね。

○石崎参事官 そうですね。個人事業主だと、割とたくさんの方には関係して、資料3-2の1ページで見ると、建設許可業者のうち個人事業主は、全国に7万8000ぐらいの業者がいますから、割とたくさんおられて、特に事業承継というのは、非常に喫緊の課題になっているというのは、建設も含めて、非常に個人事業主の方の年齢が上がっておられる、高齢化されていて、かつては30年ぐらい前ですかね、40代ぐらいが個人事業主の平均年齢だったのですが、今はもう60代ぐらいなので、一番中心層が右にずれているというのは、要すれば、承継が余りされていなくて、もういいお年の方々が、みんなそのままやっておられている。

相続のほうの規定も、建設業については、相続規定はそもそもなかったとか、飲食業に関しては、相続規定はあるのですけれども、よく読むと、民法の相続と一緒の考え方なのです。子供とか奥さんのときは相続なのですけれども、孫だと相続と言わないので、そうすると、孫が後を継ごうとすると、全く新規の許認可を取らなければならないとか、そういう問題があったりとか、建設業に関して言うと、そもそも相続規定がないので、突然事業主の方が亡くなってしまったら、その空白期間があいてしまうとか、そういうもろもろの問題があるのを、今、法令上の規定を整備するとともに、全くの新規の許可ではないわけですから、後継ぎに承継するだけだから、できるだけいろんな提出書類などを随分簡単にしてくださいということが来ていまして、建設業については、今までも行政手続部会でやりましたけれども、大体、そういった承継の場合は、普通の新規の許可の大体3分の1

ぐらいの書類で済むようにするというのを、今、考えているところでございます。

○記者 それは、何課ですか。

○事務局 国交省の土地・建設産業局の建設業課です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに質問はございますでしょうか。

それでは、これで第9回「行政手続部会」記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。